

社会福祉法人横浜長寿会  
役員及び評議員報酬規程

社会福祉法人 横浜長寿会

# 社会福祉法人横浜長寿会 役員及び評議員報酬規程

## （目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人横浜長寿会（以下「当法人」という。）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員の報酬等について定めるものとする。

## （報酬等の支給）

第2条 役員及び評議員には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

（1）常勤役員については、次の通り月額報酬を支給する。但し、役員としての賞与及び退職手当は支給しない。

ア 理事長 月額 500,000円

イ 理事 月額 350,000円

（2）非常勤役員及び評議員については、次の通りに業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

ア 役員会及び評議員会出席1回毎に20,000円

イ 職務による出勤及び出張1回毎に20,000円

## （旅費交通費）

第3条 役員及び評議員の旅費交通費については、次の通りに支給する。

（1）常勤役員の職務上の出勤については、横浜長寿会給与規程に基づいて支給する。

出張したときは横浜長寿会旅費規程に基づき、旅費（交通費、宿泊費）を実費で支給する。

（2）非常勤役員及び評議員の役員会・評議員会への出席及び職務による出勤については、報酬に交通費を含む。

出張したときは、横浜長寿会旅費規程に基づき、旅費（交通費、宿泊費）を報酬とは別に実費を支給する。

## （当法人職員給与との併給）

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬は、第2条（2）のアに準じて、役員会出席1回毎に20,000円を支給し、他のことでは支給しない。

## （報酬等の支給方法）

第5条 役員及び評議員に対する報酬等の支給時期、支給方法は次の通りとする。

（1）常勤役員の報酬については毎月20日締め当月末日に銀行振込にて支給する。但し、その日が土日・祝日に当たる場合には直前の銀行営業日に支給する。

（2）非常勤役員及び評議員の報酬についても、当月の役員会出席や職務出勤、出張等の回数に報酬額を乗じた金額を毎月20日締め当月末日に銀行振込にて支給する。

（3）報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、当法人の一ヶ月の所定労働日数である21日で報酬額を除し、土曜及び日曜の日数を差し引いた在籍日数を乗じて求めるものとする。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、すべて1円に切り上げる。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会にて決議した後、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規則は、平成29年6月16日から施行する。

この規則は、平成29年11月1日から施行する。